

悪質商法被害を防ぐための法律が強化されました！

訪問販売や通信販売など特定の商取引における消費者保護を目的に制定された特定商取引に関する法律（以下特商法）とクレジット契約などについて定められている割賦販売法が12月1日、消費者のより強い味方になるべく改正されました。この法律改正により新たに強化された主なポイントをご紹介します。

1 規制の抜け穴の解消～クーリング・オフの対象ではないと断られたら？

いままでの法律では指定された商品や役務の提供だけが規制の対象となっていました。今回の改正により一部をのぞいて原則すべての商品・役務が規制の対象となりました。これにより、例えば訪問販売や電話勧誘販売については、契約書面を受け取ってから8日以内は原則すべての商品・役務についてクーリング・オフ（無条件解約）ができるようになりました。

2 再勧誘の禁止～しつこい勧誘で困ってませんか？

訪問販売で「いない」と断っているにもかかわらず、販売員が何度も自宅を訪れたり、長時間居座ったりする行為は禁止されました。販売員は最初に消費者が勧誘を受ける意思があるかどうかを確認し、断った消費者に対して再勧誘できません。同一会社の別の販売員が勧誘することについても当然禁止です。これに違反した場合は業務停止命令や事業者名の公表といった行政処分の対象となります。

3 過量販売の禁止と契約解除～不要な品物を大量に購入していませんか？

訪問販売によって独り暮らしのお年寄りなどが、日常生活でどうも消費できない量の商品を購入させられたり、くり返し住宅リフォームの契約をさせられたりする被害が発生しています。このような契約をした場合は、原則として契約後1年間はこれを取り消すことができます。またこうした行為を行った場合は行政処分の対象となります。

4 通信販売の返品特約～商品のイメージが違ってたけど返品できないよね？

インターネットやカタログ、テレビ・ラジオなどによる広告で商品などを購入したとき、返品可否や条件などが表示されていない場合は商品を受け取ってから8日間は返品（契約解除）できるようになりました。また、あらかじめ承諾を得ていないのに電子メール広告を送信することは原則禁止されました。もし違反した場合は行政処分の対象となります。

5 クレジット契約の解除～もう一部払ってしまったからと諦めていませんか？

訪問販売・電話勧誘販売により契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内（マルチ商法・内職・モニター商法などは20日以内）は原則クーリング・オフができるようになりました。また、事実と異なる説明を受けて契約した場合、その支払いのために結んだクレジット契約は原則6ヶ月間は取消ができるようになりました。さらに、クレジット会社に対しては、支払い能力を超える過剰な額の契約締結を禁止するとともに、訪問販売などを行う加盟店（販売業者）の行為についても調査を義務づけました。

これ以外にも、契約の状況によっては契約を解除できる場合があります。おかしいな、怪しいなと思ったら、お早めに県民生活相談センターへご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブル

をはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

H21. 12. 25 岐阜新聞掲載